

豊橋市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(許可の更新の申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物又は掲出物件が簡易な広告物等であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>許可期間の満了の日前3月以内に実施した条例第15条の2第1項の規定による点検に係る屋外広告物安全点検書(様式第10)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(点検)</u></p> <p><u>第15条の2 条例第15条の2第1項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第3に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>条例第15条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>はり紙、はり札その他これに類する広告物及び広告旗</u></p> <p>(2) <u>条例第8条第1項各号、第2項第4号から第8号まで及び第3項第2号から第4号までに掲げる広告物又は掲出物件</u></p> <p>(3) <u>条例第8条第4項又は第5項の</u></p>	<p>(許可の更新の申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物又は掲出物件が簡易な広告物等であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>申請前1月以内に点検し、確認した屋外広告物安全点検確認書(様式第10)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条 (略)</p>

規定に該当する広告物又は掲出物件

3 条例第15条の2第2項の規則で定め
る広告物又は掲出物件は、次に掲げる
広告物又は掲出物件で、高さが4メー
トルを超えるもの又は広告物が表示さ
れる面積が10平方メートルを超えるも
のとする。

- (1) 広告板、広告塔及びアーチ広告
- (2) 屋上広告板、屋上広告塔その他
これらに類するもの
- (3) 建築物又は工作物の壁面広告
（映像又は塗料により建築物又は工
作物の壁面に直接表示されるものそ
の他これに類するものを除く。）
- (4) 建築物又は工作物の側面からの
突き出し広告
- (5) アーケード広告

4 条例第15条の2第2項の規則で定め
る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202
号）第2条第2項に規定する一級建
築士又は同条第3項に規定する二級
建築士の資格を有する者
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年
建設省令第40号）第6条の5第1項
に規定する特定建築物調査員資格者
証の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、屋外
広告物法（昭和24年法律第189号）第
10条第2項第3号イに規定する登録
試験機関が広告物の表示及び掲出物

件の設置に関し必要な知識について
行う試験に合格した者と同等以上の
知識を有する者として市長が認める
者

(講習科目等)

第25条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除するものとする。

(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2)～(4) (略)

3 (略)

(講習科目等)

第25条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除するものとする。

(1) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2)～(4) (略)

3 (略)

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条の2関係）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び 上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 2 溶接部及びコーキングの劣化等の有無 3 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無
広告板及び 文字	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光の有無 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 3 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無 2 避雷針の腐食及び損傷の有無 3 その他安全上重要な部分の劣化、破損等の有無

様式第10を次のように改める。

屋外広告物安全点検書

点検者	住所 氏名 電話
資格	
資格取得日 又は受講日	
広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 屋上広告板 <input type="checkbox"/> 屋上広告塔 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突き出し広告 <input type="checkbox"/> アーケード広告 <input type="checkbox"/> その他 ()
表示又は設置場所	
更新前の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
設置年月日	年 月 日
点検年月日	年 月 日

点検箇所	点検項目	異常		異常有の場合の対応
		有	無	
上基礎構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有	無	
	2 溶接部及びコーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常	有	無	
広告文字板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落	有	無	
	2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化及び破損	有	無	
その他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損	有	無	
	2 避雷針の腐食及び損傷	有	無	
	3 その他安全上重要な部分の劣化、破損等 ()	有	無	
注意	1 記名、押印に代えて署名することができる。 2 当初の設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入すること。 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、異常の有・無欄に斜線を引くこと。 4 原則、1物件につき本様式を1部作成することとし、簡易なものは複数の物件をまとめて提出することができる。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第15条の次に1条を加える改正（第15条の2第3項及び第4項に係る部分に限る。）及び第25条第2項の改正は、平成33年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 許可期間の満了の日が平成30年9月30日以前である場合におけるこの規則による改正後の豊橋市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第1号に規定する図書については、同号の規定及び同規則様式第10にかかわらず、この規則による改正前の豊橋市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第1号の規定による点検が同年6月30日以前に実施されたものであるときに限り、なお従前の例によることができる。